

2024年度事業報告書

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

○ はじめに

教育関連事業ではICAOが提唱するCBTA手法に基づく危険物教育に関し、日本におけるIATA認定CBTAセンターとして実施する7.1～7.3コースの危険物講習が順調に推移し、またIATAディプロマ基礎コース、国際・国内の基礎講習会についても、受講者は微減となったものの、順調に推移した。

その他、事業計画に基づく委員会活動を中心に会員事業者のニーズに沿った多岐に亘る事業活動を積極的に推進した。

2024事業年度における事業活動の概要は次のとおり。

[1] 会員の動向

正会員数は、2024年度末で132社となり、昨年度末から2社増加した。

会員種類	2024年 3月31日現在	入会	退会	2025年 3月31日現在
正会員	130	3	1	132
準会員	24	0	1	23
賛助会員	15	0	0	15

[2] 活動報告

(1) 事業概要

①航空フォワーダー事業等に関する情報発信、広報等

○会員企業による国際航空貨物及び国内航空貨物の取扱実績を集計し、公表した。

○Jafa ニュース(第130～第133号)を発行した。

○Jafa ホームページの適時更新及び航空貨物関連情報を発信した。

②航空フォワーダー事業等に関する教育訓練の実施

○教育訓練事業の実施

IATA/CBTA センターとして、会員企業及び荷主に対し、危険物教育事業を拡充実施する等、延べ2,546名に対し、以下の対面・オンライ

ン教育訓練を実施した。

- ・ IATA ディプロマ基礎コース資格試験の事前講習会（年 6 回）
- ・ CBTA 危険物講習会 7.1～7.3 コース（年合計 23 回）
- ・ 国際航空貨物基礎講習会（春期・秋期）
- ・ 国内航空貨物基礎講習会（5 月）
- ・ 国内航空貨物危険物講習会（CBTA7.2 コース）（年 6 回）
- ・ 国内航空貨物危険物セミナー／国交省・航空会社（2 月）
- ・ 航空保安教育訓練（年 7 回）
- ・ 成田空港貨物施設見学会／荷主対象（10 月）

○ IATA ディプロマ基礎コース資格試験の手配業務を実施した。

- ・ 基礎コース（年 6 回） 受験者数 539 名、合格者数 440 名

③航空フォワーダー事業等に関する安全性の向上を図るための取組

○ 航空輸送の安全性向上への対応

- ・ 航空貨物危険物講習会を開催した（2 に掲載）。
- ・ 国内航空貨物に係る無申告危険物搭載防止キャンペーンを実施した。（11 月・3 月）

○ 航空保安関係の対応

- ・ 国土交通省と航空保安対策に係る意見交換を実施した。（随時）
- ・ 認定航空保安教育訓練支援機関として航空保安教育を実施した。
- ・ 航空保安規制改定に伴う変更点や影響について会員に案内するとともに、影響等を踏まえた要望書を国土交通省に提出した。

④その他、航空フォワーダー事業等のサービスの高度化等

○ 航空フォワーダー業務のデジタル化・ペーパーレス化、SAF の導入、2024 年問題に対応した物流効率化等に関する最新動向の収集と会員への情報提供を行った。

○ 国のデジタル規制改革やモントリオール条約の改正による運送人の責任限度額の改訂、これらに伴う標準運送約款及びモデル運送約款の改正について、必要となる行政手続きとあわせ、会員周知を行った。

○ 越境 EC 事業者を主な対象とした国際宅配便利用時における「正しいインボイス（仕入書または仕入書に代わる書類作成）」を作成し、会員を通じて案内し、啓発活動を推進した。（10 月）

⑤航空フォワーダー事業等に関する講演会、セミナー等の実施

○ 会員の事業活動等に関するセミナー等を実施した。

- ・「EPA 原産地規則の概要」について（財務省・税関 EPA 原産地センター）（6 月）
- ・「One Record の概要とアップデート」について（IATA）（7 月）
- ・「SAF 導入促進の取組について」（国土交通省）（9 月）
- ・「『新しい成田空港』構想とりまとめ 2.0 について」（成田国際空港株式会社）（10 月）
- ・「改正物流法の航空フォワーダー事業への適用について」（国土交通省）（2 月）

⑥航空フォワーダー事業等に関する国際関係機関等との交流・連携

○国際会議への参加

- ・ FIATA Head Quarter Meeting （4 月スイス）及び FIATA General Meeting(6 月オンライン)に参加した。
- ・ FAPAA 役員会議及び年次総会（6 月オーストラリア）及び FAPPA オンライン会議（2 月）参加した。

⑦航空貨物の通関に関する取組

- 財務省関税局との意見交換会を通じた通関行政に係る最新動向の把握と会員周知を推進した。（6 月）
- 社会悪物品等の密輸防止キャンペーン及びセミナーを開催した。（10 月）

⑧関係機関との連携

- 関係行政機関、BIAC、航空会社、空港会社、関連自治体等との意見交換及び情報共有を行った。

⑨事務局の運営

- 協会運営の円滑化及び協会事務の効率化を推進した。
- 協会ホームページの刷新並びに情報管理のシステム化の検討を行った。

（2）会合の開催

①総会

2025 年 6 月 10 日（火）、東京、グランドプリンスホテル高輪プリンスルームにおいて 2025 年度定時総会を 124 会員（委任状提出 65 会員）の出席を得て開催した。

杉山代表理事・会長が、開催挨拶の後、議長となり議事を進行した。

上程された第1号議案から第2号議案について、いずれも満場一致で可決承認された。

第1号議案 2024年度収支決算（案）について

第2号議案 理事の補充選任（案）について

②理事会

通常理事会を7回開催した。

理事会においては、定時総会付議事項、事業運営における重要事項について審議し議決するとともに、業務関連事項について各種の報告が行われた。

[審議事項]

2024年

（5月13日）

（1）2024年度 定時総会 議案及び報告事項について

（2）正会員の入会について（案）

（3）委員会委員の委嘱の同意（案）について

（6月11日）

（1）会長、副会長、専務理事、常務理事及び代表理事となる副会長の選定について

（7月8日）

（1）各部会副部会長の選任（案）について

（2）次期委員会委員の委嘱の同意（案）について

（9月9日）

（1）2025年JAF A年間スケジュール（案）について

（2）委員会委員の委嘱の同意について（案）

（3）準会員から正会員への変更について（案）

（11月15日）

（1）正会員の入会について（案）

（2）委員会委員の委嘱の同意（案）について

2025年

（1月10日）

（1）役員賠償責任保険の内容決定について（案）

（2）委員会委員の委嘱の同意（案）について

(3 月 1 0 日)

- (1) 2 0 2 5 年度事業計画 (案) ・ 予算 (案) について
- (2) 委員会委員の委嘱の同意 (案) について
- (3) JAFA ホームページの刷新について (案)

[報告事項]

2 0 2 4 年

(5 月 1 3 日)

- (1) 物流行政の動向と 2 0 2 4 年問題への対応について
- (2) 空港警備機器整備費補助金について
- (3) コンプライアンス委員会開催の報告
- (4) 監事の辞任について
- (5) 賛助会員の退会について

(7 月 8 日)

- (1) IATA/CBTA プロバイダー認定の再認証について
- (2) 関係省における人事異動について
- (3) 正会員の退会について
- (4) 常務理事の辞任について

(9 月 9 日)

- (1) 委員会正副委員長の選任状況について
- (2) 2 0 2 5 年度 (令和 7 年度) 概算要求について
- (3) 物流行政の動向について
- (4) IATA/CBTA プロバイダー認定の再認証取得について
- (5) 2 0 2 4 年度教育訓練事業の実施状況と今後の予定について
- (6) 社会悪物品等の密輸防止キャンペーンの実施について

(1 1 月 1 5 日)

- (1) モントリオール条約の責任限度額の改正について
- (2) 物流行政の動向について
- (3) 認定航空保安教育訓練支援機関に対する監査について
- (4) 理事の辞任について

2 0 2 5 年

(1 月 1 0 日)

- (1) 航空物流関係の令和 7 年度予算案について
- (2) モントリオール条約責任限度額の改正に伴う約款の改正について
- (3) 航空貨物の保安対策に係る動向について

(3 月 1 0 日)

(1) 物流行政の動向について

(2) 航空貨物の保安対策に係る動向について

③正副会長会報告

2024年度は、当協会組織規程第4条に定める正副会長会で検討するべき重要事項がなかったため開催していない。

④各部会委員会の開催

当協会の事業活動の中心となる各部会委員会を開催し、事業計画に基づき、各委員会の所掌事項に関する活動が積極的に行われた。

< 総合部会における活動 >

1. 政策委員会

(1) 4 月 17 日、2023 年度決算を承認した。

(2) 7 月 30 日、JAFA セミナー「ONE Record の概要とアップデート (IATA Japan/ANA Cargo/CCSJ)」を開催し 203 名が受講した。

(3) 9 月 2 日、JAFA セミナー「SAF 導入促進の取り組みについて (国土交通省カーボンニュートラル推進室)」を開催し、147 名が受講した。

(4) 10 月 28 日、JAFA セミナー「『新しい成田空港』 構想とりまとめ 2.0 について (成田国際空港株式会社)」を開催し、108 名が受講した。

(5) 1 月 20 日、各委員会の委員長及び副委員長を招集して予算編成会議を開催し、各委員会の 2024 年度活動状況を確認したうえで、2025 年度の基本方針を決議した。

(6) 2 月 6 日、JAFA セミナー「改正物流法の航空フォワード事業への適用について (国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課)」を開催し、155 名が受講した。

(7) 3 月 3 日、2025 年度事業計画 (案) 及び予算 (案) を承認し理事会に提出した。

2. 広報委員会

(1) JAFA ニュース 第 130 (春) 号、第 131 (夏) 号、第 132 (秋)、第 133 号 (新年) を発行した。

(2) 4 月 19 日、LEVEL XXI 東京會館にて物流業界紙記者を招き記者懇談会

を開催した。

(3) 6月11日、定時総会・理事会終了後の記者会見を開催した。

3. 保安委員会

(1) 航空保安書式(A2及びCSD)の統一及び電子化に向け、国土交通省航空局、国際航空貨物航空会社委員会(BIAC)、IATAと継続して調整作業を実施した。

(2) 国土交通省航空局の認定航空保安教育訓練支援機関として実施する講習会を、東京・成田・大阪・名古屋・福岡で開催し合計110名が受講した。

(3) 航空保安対策基準の改正(7月19日)により追加された規定のRA会員への共有を実施した。

(4) 「航空貨物の保安対策強化」に伴う通達改正(12月24日)による影響、課題について、情報収集、RA会員への共有を行った。また国土交通省航空局へ課題、影響に関する要望書を提出した。

4. 空港対策委員会

(1) 10月23日、政策委員会と合同でJAFAセミナー「『新しい成田空港』構想とりまとめ2.0について(成田国際空港株式会社)」を開催し、108名が受講した。

(2) 2月17日、成田空港で導入されたトラックドックマネジメントシステム(輸入)の運用状況について、成田国際空港株式会社との意見交換を実施した。

5. JAFA-BIAC共同研究会

(1) 7月1日、「航空危険物ベーシック講習会」を開催し、荷主及び会員会社から94名が参加した。

(2) 10月10日、「第20回 成田空港地区貨物施設見学会」を開催し、荷主企業23社30名が参加した。JAL、ANA Cargo及び郵船ロジスティクスの協力を得て上屋施設の他、全日空の貨物専用機B777Fを見学した。

(3) 1月10日、シェラトン都ホテル東京にて、国際航空貨物航空会社委員会(BIAC)との共催による「第26回 新年の集い」を開催し、JAFA会員(正会員・準会員・賛助会員)197名、BIAC会員102名が参加した。昨年に続き義援金募集を行い、日本赤十字社を通じ、「令和6年能登半島地震災害」・「令和6年9月能登半島大雨災害」・「令和6年7

月 25 日からの大雨災害」に義援金を寄付した。

- (4) 1 月 29 日、IATA 危険物規則書 66 版改定説明会を開催し、荷主、フォワーダー、航空会社を含め 577 名が受講した。

< 国際部会における活動 >

1. 国際業務委員会

- (1) CBTA センターとして実施する航空危険物講習への荷主企業の参加を奨励するため、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、日本化学品協会に対し、危険物講習会の案内を継続して実施した。
- (2) 危険物申告書のデジタル化への取組として、本邦航空会社 3 社による DGD の PDF 送信についてトライアルを開始し、航空会社毎に異なるものの、20%~50%の進捗状況が確認された。
- (3) 12 月 10 日、IATA JAPAN による「ONE Record Roadshow」が開催され、会員への参加案内を行うとともに、事務局及び委員も参加し、トライアルの状況等の情報収集を行った。

2. 国際交流委員会

- (1) 4 月 23 日~26 日の 4 日間、FIATA Head Quarter Meeting がスイス・ジュネーブで開催され、委員 1 名が参加し、本会議では地域紛争、異常気象などによる「サプライチェーンに対する脅威」への対処検討の参加、またリスクマネジメントのワークショップでは業界への就業者減少傾向への取り組みへの参加など、ワークショップを通じての参画をした。
- (2) 6 月 13 日~15 日、FAPAA AGM/ECM 総会がオーストラリア・パースで開催され、委員 2 名が参加した。2023 年度決算報告、2024 年度予算などの審議が会期中に行われた。
- (3) 6 月 28 日、FIATA General Meeting がオンラインで開催され、決算報告・予算決議・役員選挙が行われた。JAFA からは議決権を持つ専務理事及び委員 3 名が参加した。
- (4) 2 月 7 日、FAPAA オンラインミーティングが開催され、定款変更や事務局担当国の変更等が議論された。JAFA から 1 名が参加した。
- (5) 3 月 17 日~20 日の 4 日間、FIATA Head Quarter Meeting がスイス・ジュネーブで開催され、委員 1 名、事務局より 1 名の計 2 名が参加した

3. 国際教育委員会

- (1) IATA ディプロマ基礎コースについては、年 6 回奇数月に実施されるオン

ライン試験の手配業務を実施するとともに、ATC (Authorized Training Center) として試験前月に事前講習会を開催した。

※受験者数 539 名 合格者数 440 名 合格率 81.6% (受講者数 482 名)

- (2) A 認定危険物資格取得については、IATA 認定の CBTA センターとして、荷主向け 7.1 コース、フォワーダー向け 7.3 コース、並びに基礎知識を習得する 7.2 コースを主に奇数月に開講した。講習中に試験を実施し、優秀者には IATA 認定資格を付与した。

コース名	受講者数	合格者数	高得点者	高得点合格率
7.1 コース	58 名	55 名	39 名	70.9%
7.2 コース	37 名	37 名	35 名	94.6%
7.3 イニシャルコース	276 名	229 名	176 名	76.9%
7.3 リカレントコース	98 名	88 名	75 名	85.2%
合計	469 名	409 名	325 名	79.5%

- (3) 国際航空貨物基礎講習会は、年間 2 回 (春・秋)、対面とオンラインの併設で開催した。

春期講習	5 月 30 日 (木)	対面 49 名	WEB 236 名	
	5 月 31 日 (金)	対面 40 名	WEB 79 名	
		小計 89 名	小計 315 名	合計 404 名
秋期講習	10 月 29 日 (火)	対面 44 名	WEB 146 名	
	10 月 30 日 (水)	対面 25 名	WEB 128 名	
		小計 69 名	小計 274 名	合計 343 名

- (4) IATA CBTA センター (IATA 認定危険物資格教育機関) の認証については、7 月 17 日の IATA により審査を経て、8 月 6 日に再認証された (期間は 2026 年 9 月 30 日までの 2 年間)。

- (5) 8 月 21、28 日、12 月 4 日、11 日、東京都中小企業振興公社主催の「航空貨物基礎を学ぶ講座」に 3 名の講師 (国際宅配便業務委員会、通関業務委員会、JAFA 専任講師) を派遣した。

4. 国際宅配便業務委員会

- (1) 国際教育委員会が主催する国際航空貨物基礎講習会への講師派遣、教材「国際航空貨物マニュアル」の国際宅配便に係る記述の改訂などを通じ

て、国際航空貨物業界の新入社員教育に貢献した。また、2025 年度も春と秋の国際航空貨物基礎講習に講師を派遣することとした。

- (2) 日本発越境 EC の拡大に伴い新興荷主に対する啓発活動が急務となっていることから、「正しいインボイスの作成」に関するパンフレットを作成し、会員会社から荷主に配布依頼を行うとともに、JAFA ホームページ等にも掲載した。

また、越境 EC にて取り扱われる可能性のある輸出入規制品の啓発パンフレットを作成した。

< 国内部会における活動報告 >

1. 国内業務・教育委員会

- (1) 5 月 9 日～10 日の 2 日間、会員会社の新入社員や新たに国内航空貨物業務に従事する社員を対象とする、国内航空貨物基礎講習会を対面とオンラインを併設して開催した。受講者数は、対面 16 名、オンライン 87 名の合計 103 名となった。講義内容は、委員を講師とする事業概要や運賃・料金の計算実務の他、危険物インストラクター、航空会社、保険会社を講師とする専門教育と多岐に及んだ。

- (2) 2023 年度から国内航空危険物講習とし活用している JAFA が IATA 認定 CBTA センターとして奇数月に開催する「CBTA7.2 コース」について、2024 年度の受講者数は 1 月 57 名、3 月 39 名、5 月 9 名、7 月 26 名、9 月 157 名、11 月 115 名、1 月 13 名、3 月 32 名、合計 319 名となった。
(内 21 名は正式な 7.2 コースであり IATA 認定証を取得した。)

- (3) 2024 年 11 月及び 2025 年 3 月、日本航空及び ANA Cargo との共催として無申告危険物搭載防止キャンペーンを実施した。これまでの取組が奏功し無申告危険物の搭載事案や水際発見事例は減少傾向にあるが、無申告危険物搭載防止に係るポスターやリーフレットを活用し啓発活動を鋭意推進した。

- (4) 2023 年度まで実施していた秋の基礎講習会に代わる取り組みとして空港施設見学会の検討を進めており、1 月 21 日に日本航空に協力をいただき、委員会にて視察モニター見学会を実施した。2025 年度からの開催に向け今後内容詳細の検討を進める予定。

(5) 2月19日、国土交通省及び航空会社（日本航空）から講師を招き、会員会社の取扱責任者や担当者を対象とする国内航空貨物危険物セミナーを開催した。参加者はオンラインを中心に286名となり昨年同様に関心の高さが伺えた。

(6) 国内航空貨物業務に係る書類の電子化推進については、物流事業者の立場から航空会社等に対し計画段階から情報共有を受け意見交換を行ってきた。現在、保安書類（A2）電子化に向け、国土交通省航空局と航空会社とともに検討中。

<通関部会における活動報告>

1. 通関業務委員会及び情報委員会による活動

(1) 6月14日、財務省関税局業務課との意見交換会を行い、マニフェスト通関、カルネ、保税、税関検査、申告の電子化等、14項目について意見交換を行った。特にマニフェスト通関に関して、ニット製品が除外となっていることから、増加する越境 EC 取り扱い時に煩雑な処理が発生していることを踏まえて、見直しの要請を行った。

(2) 6月19日、東京税関から講師を招き、JAFA セミナー「EPA 原産地規則の概要」を開催した。EPA 概要、利用状況、EPA 原産地規則の概要、輸入におけるケーススタディ（RCEP 協定）、輸出におけるケーススタディ（日・EU EPA）等、多岐にわたる内容であり、参加者は会場・オンライン合計218名となり、関心の高さがうかがえた。

(3) 10月29日、社会悪物品等密輸防止キャンペーン（例年10月に実施）の一環として、東京税関本関にて講演会及び麻薬探知犬によるデモンストラーションを開催した。講演会では、東京税関調査部による「税関における経済安全保障の取組み」並びに「社会悪物品密輸の現況について」ご説明いただき、34名が出席し活発な質疑応答が行われた。

(4) 例年2月に実施している日本通関業連合会との情報交換会については、国際通関業連合会の国際会議が3月に京都で開催されるため、その準備対応等により、4月以降に延期することとなった。

2. 通関業務委員会

- (1) 春期 5 月 30 日・31 日、秋期 10 月 29 日・30 日、に開催された国際航空貨物基礎講習会に講師を派遣し、貿易の流れ・通関行政・通関業務・AEO 制度等について講義を行った。
- (2) 8 月 21 日、28 日、12 月 4 日、11 日、東京都中小企業振興公社主催の「航空貨物の基礎を学ぶ講座」に講師として委員を派遣し、輸出入通関業務についての講習を行った。

3. 情報委員会

- (1) 第 7 次 NACCS に関する情報を収集し通関部会各委員と共有した。

[3] 法人の状況に関する重要な事項について

法人法施行規則第34 条第2 項第1 号に対応する事項については、上記に記載されているため、内容を省略している。

[4] 業務の適正を確保するための体制の整備について

- ① 理事は、理事会を構成し、法令及び定款並びに総会の議決を遵守し、忠実に職務を適正に執行した。代表理事・会長は、本協会を代表して業務を総理し、副会長及び専務理事は会長を補佐した。（定款14 条）
- ② 理事会は全ての理事をもって構成し、理事会の議長は、代表理事・会長がこれに当たった。（定款31 条、35 条）
- ③ 理事会の議事録は、法令の定めるところにより作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印した。議事録は、法令の定める所により、主たる事務所に備え置いた。（定款39 条）
- ④ 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより調査報告書を作成した。また、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査した。（定款15 条）
- ⑤ 監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べた。（定款15条）
- ⑥ 代表理事・会長は本協会の事業計画及び予算に係る書類を作成し、理事会の承認を得て、総会において報告した。また本協会の事業報告及び決算に係る書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得て、総会において、決算については承認を得て、事業報告については報告をした。（定款48 条、50 条）
- ⑦ 本協会の事務については、事務局において、適切な事務処理を実施した。（定款42 条）
- ⑧ その他特筆すべき項目はない。